

国保

国民健康保険加入者へ 納税通知と軽減制度

4年度国民健康保険税の第1期・全期の納期限は6月30日(木)です
また、新たに未就学児の均等割額軽減を実施します



問い合わせ 国民健康保険課 (賦課担当) ☎072(740)1170・(給付担当) ☎072(740)2006

納税通知書を6月15日に発送

3年度から、国民健康保険税の普通徴収の納付回数が年10回になりました。納税通知書は6月15日(水)に発送。第1期・全期の納期限は6月30日(木)です。口座振替の登録をしている人は、6月29日(水)までに残高を確認してください。

同保険税の計算方法、軽減(減免)制度については国民健康保険課(賦課担当)、納付については保険収納課 ☎072(740)1177へ。

変更通知書は7月以降送付

4年度納税通知書は5月31日時点で市が把握している所得や世帯の保険加入者数で作

成しています。1月2日以降

に転入した人など所得の把握が6月以降になる人や、世帯の保険加入者数が変わった人には、所得や保険加入人数を把握した月の翌月以降に変更通知書を送付します。

また、徴収方法が特別徴収(年金天引き)と通知された後、6月下旬に決定する介護保険料によって普通徴収(納付書払い)か口座振替)に変更になることがあります。

未就学児の均等割額を軽減

4年度から未就学児の均等割額を5割軽減。低所得者世帯の軽減措置(2.5:5:7割)を受けている場合は、そこからさらに5割軽減されます。

低所得者世帯の保険税を軽減

世帯主と同保険加入者の所得合計が一定額以下の世帯は保険税が軽減されます。世帯主と19歳以上の加入者の所得申告が必要です。

詳しくは、納税通知書同封の国保ガイドブック(タイトル下)か市ホームページへ。

被災者などの保険税を減免

災害で損害を受けた、倒産や解雇で離職した、休業したときなどは、保険税の減免を受けられる場合があります。納期限の5日前までに申請してください。また、新型コロナウイルス感染症で世帯主が死亡したか重篤な傷病を負っ

た世帯や、同感染症の影響で世帯主の収入が前年から3割以上減少する見込みの世帯(その他要件あり)は、申請で4年度分の保険税が減免されます。

納付手続きサイトを変更

クレジットカードの納付手続きサイトが「FIREGIC 公金支払い」に変わりました。

なお、クレジットカードで納付できるのは6月の納税通知書に同封している納付書のみです。システム利用

QRコード



料など、詳しくは市ホームページ(左上の2次元コードからアクセス可)へ。

限度額適用認定証などの更新

同保険の加入者で、有効期限が7月31日(日)までの限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証を持つている人に更新の案内を送付。8月1日(月)以降も必要な場合は手続きをしてください。

ただし、同保険税に滞納がある場合や、3年中の所得が未申告の人には送付しません。詳しくは同課(給付担当)へ。

キセラで出張特定健診会

日時 7月5日(火) 午前10時—午後3時

キセラ川西プラザキセラホールで出張特定健診会を実施。生活習慣病の発症・重症化予防のために、1年に1回、特定健診を受診してください。

対象=国民健康保険加入者▷定員=20人▷その他=胃・肺・大腸・前立腺がん検診受診可▷申し込み=6月20日(月)までに電話で国民健康保険課(給付担当)へ(市ホームページの申し込みフォームから送信可。先着順)

【特定保健指導の活用】

国民健康保険加入者で特定健診の結果でメタリックシンドロームのリスクが高い人に、健診受診の2~3カ月後に特定保健指導利用券を郵送します。届いた人は特定保健指導を受けてください(無料)。健診結果を基に目標設定と生活習慣の見直しを専門家がサポートします。

問い合わせ 国民健康保険課(給付担当) ☎072(740)2006

福祉

障がいがある人の 社会活動を支援

運転免許の取得や自主製品の販売場所確保にかかる費用の助成対象を拡大
障がいがある人の社会活動を支援します



問い合わせ 障害福祉課 072(740)1178

運転免許取得費用の 助成対象を拡大

【対象者】

これまでの身体障がいに加え、精神・知的・発達障がいも対象になります。対象者は次の①～③全てに該当する人。
①市在住②運転免許を新規に取得したことで就労などが見込まれる③免許取得前から身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを取得している。

【免許の種類】

免許の種類は普通自動車に加え、普通自動二輪車も対象となります。

【対象経費・助成額】

対象経費は運転免許の取得

に直接要した費用。助成額は対象経費の3分の2と10万円を比較して、低い方の金額。

【申請方法】

市役所1階の障害福祉課に備え付けの申請書（市ホームページへ左の2次元コードからアクセス可）からダウンロード可）に必要事項を書き、必要書類を添付の上、運転免許取得後1カ月以内に、持参か郵送で〒666-8501・障害福祉課へ。



自主製品販売促進助成金の 助成対象を拡大

【対象者】

障がい者が生産した製品（自主製品）の販売場所確保に

かかる経費の助成対象を拡大。自主製品を作っている市内の障がい福祉サービス事業所全てが対象になります。

【助成額】

助成額は助成金の対象となる経費のうち、市長が必要と認める額。詳しくは市ホームページ（左の2次元コードからアクセス可）へ。

【申請方法】

市役所1階の障害福祉課に備え付けの申請書（市ホームページへ左の2次元コードからアクセス可）からダウンロード可）に必要事項を書き、必要書類を添付の上、持参か郵送で〒666-8501・障害福祉課へ。



各種定期予防接種を受け付け

予防接種

子どものB型肝炎・ヒブワクチン接種

問い合わせ 保健センター ☎072(758)4721

各種予防接種を各病・医院で受け付けています（要予約。母子手帳持参）。接種のスケジュールなど、詳しくは市ホームページ（右の2次元コードからアクセス可）で確認してください。なお、市外（猪名川町を除く）で接種する場合は、事前に保健センターで手続きが必要です。



接種スケジュールの管理は、子育て支援アプリ「かわにし子育てNavi」（右の2次元コードからアクセス可）が便利です。



【乳児のB型肝炎ワクチン定期接種】

1歳未満の子どもが対象で、標準的な接種期間は生後2～9カ月。抗HBsヒト免疫グロブリンの投与に

併せて、HBワクチンの投与を受けた人は対象外。接種回数は3回で、1回目の接種から27日以上空けて2回目、1回目から139日以上空けて3回目を接種。

【ヒブワクチン予防接種】

- ①初回接種開始が生後2～7カ月の前日の人は、生後12カ月の前日までに27日以上空けて3回
- ②初回接種開始が生後7～12カ月の前日の人は、生後12カ月の前日までに27日以上空けて2回
- ③初回接種開始が生後12～60カ月の前日の人は1回
なお、①②の人の追加接種は、①の人は3回目、②の人は2回目の接種の後、初回接種後7～13カ月の期間に1回（生後60カ月の前日まで可）です。